

藤枝市 週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領

（目的）

第 1 条 この要領は、藤枝市週休 2 日推進工事（建築工事）実施要領（令和 5 年 6 月 20 日藤枝市通達第 3 号）第 4 条を適用する工事において、積算を行うために必要な事項を定め、建築工事における週休 2 日の推進に向けた適切な積算を行うことを目的とする。

（工事費の積算）

第 2 条 工事費の積算は、次の各号のとおりとする。

- ・ 発注者指定型による工事においては、当初の工事費は、4 週 8 休以上を前提に労務費を補正して算出する。ただし、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、4 週 7 休以上 4 週 8 休未満または 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満に該当する場合は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。また、4 週 6 休に満たない場合については労務費補正分の全てを減額変更する。
- ・ 受注者希望型による工事においては、当初の工事費は、週休 2 日推進に係る補正を行わずに算出する。ただし、現場閉所（現場休息）の状況を確認後、現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。なお、4 週 6 休に満たない場合又は受注者が週休 2 日の取組を希望しない場合については、変更の対象としない。

（単価の補正方法等）

第 3 条 工事費の積算に用いる単価の補正方法等については、静岡県週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領に準じる。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 20 日以降に設計積算するものに適用する。